

平成 23 年度 全国母子世帯等調査結果の概要

1. 調査の概要

(1) 調査の実施日

平成 23 年 11 月 1 日 (前回調査は平成 18 年 11 月 1 日)

(2) 調査の対象及び客体

全国の母子世帯、父子世帯および養育者世帯を対象とし、平成 17 年国勢調査の調査地区から無作為に抽出した約 5 千調査区 (母子世帯については、同約 5 千調査区の中の 1800 地区) 内の母子世帯 2,257 世帯、父子世帯 785 世帯、養育者世帯 128 世帯を調査客体として実施。

集計客体は、母子世帯 1,648 世帯、父子世帯 561 世帯、養育者世帯 102 世帯。

2. 結果の概要

【母子世帯と父子世帯の状況】

	母子世帯	父子世帯
1 世帯数(推計値)	(115.1) 123.8万世帯	(24.1) 22.3万世帯
2 ひとり親世帯になった理由	離婚 80.8% (79.7) 死別 7.5% (9.7)	離婚 74.3% (74.4) 死別 16.8% (22.1)
3 就業状況	(84.5) 80.6%	(97.5) 91.3%
うち 正規の職員・従業員	(42.5) 39.4%	(72.2) 67.2%
うち 自営業	(4.0) 2.6%	(16.5) 15.6%
うち パート・アルバイト等	(43.6) 47.4%	(3.6) 8.0%
4 平均年間収入(世帯の収入)	(213) 291万円	(421) 455万円
5 平均年間就労収入 (母又は父の就労収入)	(171) 181万円	(398) 360万円

※()内の値は、前回(平成18年度)の調査結果を表している。

※「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、平成22年の1年間の収入。

(1) ひとり親世帯になった理由 (別添2 P. 2)

～ 母子世帯の約9割は離婚などが理由 ～

- 母子世帯になった理由は、「死別」が 7.5 % (前回調査 9.7 %)、離婚などの「生別」が 92.5 % (同 89.6 %) となっている。
- 父子世帯になった理由は、「死別」が 16.8 % (同 22.1 %)、「生別」が 83.2 % (同 77.4 %) となっている。

(2) ひとり親世帯の親と末子の年齢 (同 P. 4、5)

～ 親・子ともに母子世帯より父子世帯の方が年齢が高い ～

- 調査時点における母子世帯の母の平均年齢は 39.7 歳 (同 39.4 歳)、父子世帯の父の平均年齢は 44.7 歳 (同 43.1 歳) となっている。
- 調査時点における末子の平均年齢は、母子世帯で 10.7 歳 (同 10.5 歳)、父子世帯で 12.3 歳 (同 11.5 歳) となっている。

(3) 世帯人員の状況 (同 P. 5、6)

～ 子ども以外の同居者がいる割合は父子世帯の方が高い ～

- 母子世帯の平均世帯人員は、3.42 人 (同 3.30 人) となっている。
また、子ども以外の同居者がいる母子世帯は 38.8 % (同 32.5 %) で、親と同居する母子世帯は 28.5 % (同 28.2 %) となっている。
- 父子世帯の平均世帯人員は 3.77 人 (同 4.02 人) となっている。
また、子ども以外の同居者がいる父子世帯は 60.6 % (同 61.3 %) で、親と同居する父子世帯は 50.3 % (同 56.8 %) となっている。

(4) ひとり親世帯の就業状況 (同 P. 8、10、P11、13)

～ 正規の職員・従業員の割合が減少 ～

- 母子世帯の母の就業状況をみると、80.6 % (同 84.5 %) が就業している。母子世帯になる前に就業していたのは 73.7 % (同 69.3 %) だった。
調査時点の雇用形態は、「正規の職員・従業員」が 39.4 % (同 42.5 %)、「パート・アルバイト等」が 47.4 % (同 43.6 %) となっている。
- 父子世帯の父の就業状況をみると、91.3 % (同 97.5 %) が就業している。父子世帯になる前に就業していたのは 95.7 % (同 98.0 %) だった。
調査時点の雇用形態は、「正規の職員・従業員」が 67.2 % (同 72.2 %)、「自営業」が 15.6 % (同 16.5 %)、「パート・アルバイト等」が 8.0 % (同 3.6 %) となっている。

(5) 世帯年収などの状況 (同 P. 29、31、32、40)

～ 母子世帯の母の平均年間就労収入は181万円にとどまる。父子世帯の父は360万円 ～

- 母子世帯の平均年間収入 (平成 22 年) は 291 万円 (同 213 万円) で、母自身の平均年間収入は 223 万円、母自身の平均年間就労収入は 181 万円 (同 171 万円) となっている。

世帯の平均年間収入 (291 万円) は、国民生活基礎調査による児童のいる世帯の平均所得を 100 として比較すると、44.2 となっている。

- 父子世帯の平均年間収入 (平成 22 年) は 455 万円 (同 421 万円) で、父自身の平均年間収入は 380 万円、父自身の平均年間就労収入は 360 万円 (同 398 万円) となっている。

世帯の平均年間収入 (455 万円) は、国民生活基礎調査による児童のいる世帯の平均所得を 100 として比較すると、69.1 となっている。

- 母子世帯の母の預貯金額は、「50 万円未満」が 47.7 % と最も多くなっている。

(6) 離婚によるひとり親世帯の養育費の状況 (同 P. 43～49、53)

～ 取り決め率、受給率は概ね横ばい ～

- 養育費の取り決め状況は、「取り決めをしている」が 母子世帯で 37.7 % (同 38.8 %)、父子世帯で 17.5 % (同 15.5 %) となっている。

- 「協議離婚」は「その他の離婚」と比べて、養育費の「取り決めをしている」割合が低くなっている。

- 取り決めをしていない理由は、母子世帯では「相手に支払う意思や能力がないと思った」が 48.6 % (同 47.0 %) と最も多く、次いで「相手と関わりたくない」が 23.1 (同 23.7 %) となっている。

一方、父子世帯では、「相手に支払う意思や能力がないと思った」が 34.8 % (同 30.6 %) と最も多く、次いで「自分の収入等で経済的に問題がない」が 21.5 % (同 32.2 %) となっている。

- 離婚した父親からの養育費の受給状況は、「現在も受けている」が 19.7 % (同 19.0 %) で、平均月額 (養育費の額が決まっている世帯) は 43,482 円となっている。

一方、離婚した母親からは、「現在も受けている」が 4.1 % (同 2.0 %) で、平均月額 (同) は 32,238 円となっている。

(7) 離婚によるひとり親世帯の面会交流状況 (同 P. 54~58、60)

～ 母子世帯の 27.7%、父子世帯の 37.4%が面会交流を実施 ～

- 面会交流の「取り決めをしている」のは、母子世帯で 23.4 %、父子世帯で 16.3% となっている。
- 「協議離婚」は「その他の離婚」と比べて、面会交流の「取り決めをしている」割合が低くなっている。
- 離婚した親と「現在も面会交流を行っている」のは、母子世帯で 27.7%、父子世帯で 37.4%となっている。
- 面会交流の実施頻度は、「月 1 回以上 2 回未満」が最も多く、母子世帯では 23.4%、父子世帯では 23.6%となっている。

(8) 公的制度などの利用状況 (同 P. 64、65)

～ 「公共職業安定所 (ハローワーク)」が最多 ～

- ひとり親世帯に対する公的制度などの利用状況は、母子世帯、父子世帯ともに、「公共職業安定所 (ハローワーク)」(69.1%、49.4%)、「市区町村福祉関係窓口」(48.9%、31.5%)が多い。

(9) 子どもの最終進学目標など (同 P. 75、76)

～ 子どもの最終進学目標は、母子世帯、父子世帯ともに「大学・大学院」が約 4 割 ～

- 子どもの最終進学目標については、「大学・大学院」とする親は、母子世帯で 38.5 %、父子世帯で 35.5 %となっている。
- 親の最終学歴は「高校」が最も多く、母子世帯で 48.0 %、父子世帯で 51.6 %となっている。